

平成の維新か 世紀の誤りか



(社) 雨水貯留浸透技術協会理事長

松田 芳夫

今年の夏は、前線性の豪雨や観測史上最多ともいわれる7個の台風の上陸により全国的に風水害に見まわれ、猛烈な風台風で各地の風速の記録を塗り変えた9月初めの台風18号までで死者・行方不明者が約60名に達したと報じられている。

又、住宅の全半壊は被害の大きかった新潟、福島、福井を中心に約900戸、床上浸水が約3万戸、床下浸水が5万戸以上に及んだ。被害のとくに著しかった新潟県中部の豪雨災害には小泉総理が現地慰問する騒ぎになった。

このような数字の意味する処の解釈は人によって色々であろうが、長年にわたり、それこそ少年時代の原体験を踏まえて風水害の歴史を見てきた私にとっては非常な驚きである。

時間雨量が90mm、総雨量が500mmから900mmなどという恐ろしくなるような豪雨に対しよくまあこの程度の被害で済んでいるという驚きである。

昭和20年代から昭和30年代中頃の、第2次大戦で疲弊した日本の国土を台風や梅雨の豪雨が襲った時代には、中規模の台風一つで今年の全国の水害の被害くらいは発生した。死者の数も数百人というのは珍しくなく、大きい台風では千人単位の人が亡くなり、昭和34年の伊勢湾台風では5千人も人が亡くなった。その前年の昭和33年に伊豆半島を中心に関東地方南部を襲った狩野川台風では70万戸にのぼる浸水戸数を数えた。

整備の遅れた無数の河川を前に、長期的かつ計画的に河川整備を進めるべきであるとして昭和35年度から治水事業5ヶ年計画を策定し、5年ごとの整備目標を定め、その目的に沿って財政当局と毎年の治水事業予算を編成するというをくり返し、細部の手直しや改正は別として基本的にはこのような原則の下に今日に到ったのである。

国と地方との役割分担については、利根川・淀川のような一級水系と呼ばれる国全体として重要な大水系の河川の重要区間については国土交通大

臣の直轄管理区間として、国がみずから河川改修や維持管理を行い、一級水系の河川の上流部や支川と二級水系の河川については都道府県が管理や改修工事を担当するという区分になっている。

改修工事等に要する費用については、国の直轄管理区間については当然の事としての国庫支出とその河川に関係する都道府県の負担金をあわせたもので、都道府県の管理する河川の費用についてはその都道府県の負担と国庫からの補助金とをあわせたものである。すなわち、国が管理する区間についても都道府県が管理する区間についてもそれらの費用は、国と都道府県とで共同で負担しあっていたのである。

このような仕組みの妙を得て、ここ約40年余にわたる努力の結果わが国の河川の治水整備水準は大いに高まり、昔に比較すれば驚くほど国土が風水害に対し打たれ強くなってきたのである。

しかるに、過日の全国知事会では地方分権とその財政問題をめぐり都道府県独自の財源を確保するためと称して、国からの都道府県への河川改修や砂防事業の補助金は廃止し、これをそっくり都道府県へ自主財源として移譲せよという決議が多数決で採択された。

この結論に至るまでの各知事同志の間の議論を伺い知ると、財源を地方へ移譲したときそれがすべて治水費に充てられるわけではないことは暗黙の了解事項となっており治水整備の遅れにより万が一、水害が発生したときは後始末は国に泣きつけば良いという全くの無責任なものである。

国と地方との役割分担については多様な議論があることは当然であるが、自然災害から国土をそしてそれぞれの地域の人命財産を保護するというのは国民に対する国家の最低限の義務であり、治水事業は国防、警察、外交等と並ぶ国家としての基本的な権能であるはずだ。

このような驚天動地ともいべき判断の背景に

はここ十年以上にわたりくり返されてきた公共事業否定論とそして近年の大水害の減少ということが少なからず影響していることだろう。

公共事業否定論はさておき、治水工事は水害予防工事であり常日頃コツコツと水害の生じやすい河川の強化あるいは堤防や護岸の修築により性能維持を図っているからこそ水害の被害が社会全体でカバーできる範囲に収まっているのである。

江戸時代に秀れた治水家が大勢輩出し各藩も治水事業に大いに力を注いだが、1853年の黒船来航とそれに続く明治維新の大混乱のうちに治山・治水は全く省みられなくなり、30年後の明治20年代に入ると各地で頻発する水害とその復旧や改修工事の費用負担に地方や民間が耐えきれなくなっていった。

明治23年の帝国議会の開催への在野からの要請事項は自由民権運動的な政治に関したもののばかりでなく、治水費の国庫負担を求める声が非常に大きかったのである。

我々が記憶しているその次の治水事業の停滞は、明治30年代から昭和の初めにかけて盛んに行われた治水工事がボチボチ竣工しつつあった昭和6年に満州事変が勃発し、以降、敗戦後の昭和20年代までの20年近くにわたる戦争と敗戦による空白である。

その後のわが国が水害にいかにか脆弱であったかは上に述べたところである。

今回の全国知事会の決議は、明治維新、敗戦と占領による昭和維新に続く地方分権を主役とする第3の維新という意気込みだけは壮大であるようだが、時代の変わり目の手ぬきが次の時代の災害の原因をつくるという歴史の教訓を再現することにならないよう、今からでも遅くはないから冷静な議論をしてほしいと思うものである。